

川崎市とJFEホールディングス株式会社は 扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定を締結しました

川崎市とJFEホールディングス株式会社（本社：東京都千代田区、以下「JFE」）は、令和3年2月にJFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対応し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進していくため、相互の協力に関する協定を締結しました。

この度、令和3年2月に締結した協定を基に、川崎市とJFEは、先導エリアの整備推進に関する協力事項や役割分担を詳細に決定していくための基本的な事項を定めた「扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定」を締結しましたのでお知らせいたします。

本協定を契機に、JFEからの道路等の公共施設用地の無償提供による公共貢献などを通じて、土地利用転換の早期実現に向けて取り組んでまいります。

- 1 名称 扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定
- 2 締結日 令和6年5月28日
- 3 協定の内容

（1）目的

扇島地区(先導エリア)の令和10(2028)年度からの一部土地利用開始に向けた整備を推進するために、本市とJFEとの間の協力事項や役割分担などを定める。

（2）協力事項

公共性・公益性の高い土地利用転換に関すること、土地利用転換に必要な基盤整備や行政手続に係る関係機関等との協議・調整等に関すること。

（3）整備における役割分担

JFEの役割	<ul style="list-style-type: none">① 公共性・公益性の高い土地利用転換と事業性の確保との両立を図りながら、民間投資の誘導を行う。② 土地利用転換に向けて必要となる公共施設用地等の無償による提供などを通じた公共貢献を行う。③ 令和10年度からの一部土地利用開始の前提となる各種工事に関するアクセスの確保、事業用地の造成及び土壌汚染調査等を行う。
市の役割	<ul style="list-style-type: none">① 我が国の課題解決に資する民間投資が行われるよう、JFEと連携して、国の重要政策・制度との連動を図るなどの取組を推進する。② 土地利用転換に向けて必要となる道路・交通アクセスや港湾、生活インフラなど、土地利用方針に掲げた基盤整備の実現に向けた取組を推進する。③ 土地利用転換に向けて必要となる港湾計画や都市計画の変更、道路法手続など、土地利用方針に掲げた行政手続等を行う。

【問合せ先】

川崎市 臨海部国際戦略本部 戦略拠点推進室 坂本
電話 044-200-0253
JFEホールディングス株式会社 IR部広報室
電話 03-3957-3842

扇島地区先導エリアの整備推進に関する協定書

川崎市（以下「甲」という。）とJFEホールディングス株式会社（以下「乙」という。）とは、令和5年8月31日付け、甲が策定した「JFEスチール株式会社東日本製鉄所京浜地区の高炉等休止に伴う土地利用方針」（以下「土地利用方針」という。）において定めた扇島地区の先導エリア（以下「先導エリア」という。）について、令和10年度からの一部土地利用開始に向けた整備を推進するため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、川崎臨海部の長期にわたる持続的発展に繋げ市民の生活を支えるとともに、我が国の課題解決に資する効果的な大規模土地利用転換を早期に実現するため、相互に協力して先導エリアの整備の推進を図ることを目的とする。

（協力事項等）

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項の実施について協力する。

- 1 先導エリアにおける水素を軸としたカーボンニュートラルの拠点や、バース等を活用した港湾物流拠点及び最新技術等を活用した高度物流拠点の形成など、公共性・公益性の高い土地利用転換に関すること。
- 2 前号の土地利用転換に必要な基盤整備や行政手続及びこれらに係る関係機関等との協議・調整等に関すること。
- 3 その他、前条の目的達成のために必要な事項に関すること。

（役割分担等）

第3条 甲及び乙の役割分担については、次のとおりとする。

- (1) 甲は、我が国の課題解決に資する民間投資が行われるよう、乙と連携して、国の重要政策・制度との連動を図るなどの取組を推進する。
 - (2) 甲は、土地利用転換に向けて必要となる道路・交通アクセスや港湾、生活インフラなど、土地利用方針に掲げた基盤整備の実現に向けた取組を推進する。
 - (3) 甲は、土地利用転換に向けて必要となる港湾計画や都市計画の変更、道路法手続など、土地利用方針に掲げた行政手続等を行う。
 - (4) 乙は、公共性・公益性の高い土地利用転換と事業性の確保との両立を図りながら、民間投資の誘導を行う。
 - (5) 乙は、土地利用転換に向けて必要となる公共施設用地等の無償による提供などを通じた公共貢献を行う。
 - (6) 乙は、令和10年度からの一部土地利用開始の前提となる各種工事に関するアクセスの確保、事業用地の造成及び土壌汚染調査等を行う。
- 2 前項の各号の役割分担に伴う甲乙それぞれの負担の具体的内容や条件及び時期等については、別途協議の上定めるものとする。

(有効期間等)

- 第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和13年3月末日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、改廃について甲及び乙が協議を行い、双方で延長の合意に至った場合は、さらに1年間延長するものとし、その後の延長についても同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙いずれかから解約の申出があり、甲及び乙が書面にて合意したときは終了するものとする。
- 3 甲及び乙は、先導エリア以外の役割分担等について、先導エリアと切れ目のない継続的な整備が推進されるよう、別途協議・検討するものとする。

(協議事項)

- 第5条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲及び乙で協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和6年5月28日

(甲) 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市
川崎市 長 福田 紀彦

(乙) 東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

JFEホールディングス株式会社
代表取締役社長 北野 嘉久